

戸籍法改正に伴う氏名の振り仮名 記載について

地域行政部住民記録・戸籍課

令和7年5月23日

1 主旨

令和5年6月2日に成立した、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」において改正された「戸籍法」の施行（令和7年5月26日）により、戸籍には氏名の振り仮名を記載しなければならないとされた。

このことを受け、戸籍や戸籍の附票には氏名の振り仮名を記載することになったため、区の対応について報告する。

2 記載する予定の振り仮名の通知について

- (1) 法務省の通達では、「本籍地の市区町村は、施行日（令和7年5月26日）後遅滞なく、戸籍に記載されている者に対し、記載しようとする氏名の振り仮名を通知するものとする。」としている。
- (2) 通知書に記載する振り仮名は、住民票の振り仮名を参照し戸籍情報システムに仮に記録したものを、現に戸籍に記載されている方に対して通知する。
- (3) 世田谷区を本籍地とする約84万人（うち、世田谷区民は約46万人 全体の55%）に、6月下旬から7月上旬に発送予定である。
また、通知書は国が示した様式で圧着はがきを使用する。

3 氏名の振り仮名通知書作成業務委託について

(1) 委託内容

氏名の振り仮名通知書（以下、「通知書」という。）作成及び発送とする。通知書作成等は、初回発送分と追加発送分（5月26日の基準日以前に届出がなされ、基準日以降に戸籍に記載された者を対象）の2回実施する。

(2) 委託事業者

委託事業者は、富士フィルムシステムサービス株式会社である。本事業者は、区における戸籍情報システムのベンダであり戸籍に対する知識、経験及び実績を有している。

(3) 委託期間

令和7年3月17日～令和7年10月31日

(4) 通知書作成経費：13,354,000円 ※令和6年度繰越明許費

国補助金額：11,940,000円

4 氏名の振り仮名の届出について

- (1) 通知書に記載の振り仮名に誤りがある場合は、法施行日から1年以内（令和8年5月25日まで）に限り、「氏の振り仮名の届出」、「名の振り仮名の届出」をすることができる。届出方法は、マイナポータル及び各総合支所区民課戸籍係窓口、郵送による。

なお、振り仮名が正しい場合は届出は不要である。

- (2) 届出がなされた氏名の振り仮名は、審査及び受理決定し戸籍へ記載する。また、請求に応じて振り仮名を記載した戸籍証明書を交付する。

4 氏名の振り仮名の届出について

(3) 令和8年5月25日までに届出がなかった場合は、通知書の振り仮名が戸籍に記載される。この方法により振り仮名が記載された場合、一度に限り家庭裁判所の許可を得ずに変更の届出をすることができる。

ただし、自ら届出をした者が振り仮名を変更する場合は、家庭裁判所の許可が必要となる。

(4) 戸籍に振り仮名が記載されることにより、住民票についても自動的に順次記載されることになる。令和8年6月頃（予定）より、希望者にはマイナンバーカードにも振り仮名が記載することができ、また、新規発行のマイナンバーカードにも記載予定である。

5 氏名の振り仮名の届出書入力等業務委託について

- (1) 改正戸籍法の施行日以降、振り仮名記載に関する問い合わせ、届書の受付及び審査受理決定等に係る対応が多数見込まれることから、本業務を効率的かつ効果的に対応する体制が必要不可欠である。そのため、区では氏名の振り仮名の届書入力等の業務を委託する。

委託経費：39,405,000円 ※令和7年度当初予算

国補助金：33,124,000円

- (2) 振り仮名の届書の入力業務委託は、戸籍事務に関する専門的な知識を要する必要がある、かつ秘匿性の高い個人情報を取り扱うことから、プロポーザル方式による業者選定を実施する。5月23日に公告し、入力等業務委託開始は8月上旬を予定している。

6 今後のスケジュール(予定)

	令和7年度							令和8年度						
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
改正法戸籍施行日	★ 5月26日													
振り仮名通知書作成業務委託	→													
区のおしらせ 6月1日号掲載		★ 6月1日												
振り仮名通知発送		→ 6月下旬～7月上旬		★追加発送										
振り仮名の届出の開始	→ 5月26日から 5月25日まで													
振り仮名の届書の入力業務委託				8月上旬								3月31日まで		
振り仮名の届出のなかった方の戸籍への振り仮名記載													★ 5月25日	